

四国総合通信局 平成22年度 重点施策 参考資料

1 地上デジタル放送への完全移行に向けた取組 関係

- 資料- 1 デジサポの概要
- 資料- 2 地上デジタル放送受信機器購入等支援の概要
- 資料- 3 新たな難視対策計画の策定・実施

2 輝きのある四国をつくるICT利活用の促進 関係

- 資料- 4 地域ICT利活用広域連携事業（平成22年度予算案）
- 資料- 5 地域コンテンツ流通促進の取組経過（イメージ）
- 資料- 6 災害時における衛星インターネットの利活用に関する調査検討
- 資料- 7 無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）
- 資料- 8 電波遮へい対策事業
- 資料- 9 総務省電波利用電子申請・届出システム
- 資料- 10 電子申請の普及推移（四国）

3 安全・安心な社会をつくるICT環境の確保 関係

- 資料- 11 四国電気通信消費者支援連絡会による消費者支援
- 資料- 12 e - ネットキャラバン
- 資料- 13 e - ネットキャラバンの実績
- 資料- 14 小型船舶救急連絡システム
- 資料- 15 船舶共通通信システム（150MHz帯国際VHF）
- 資料- 16 市町村デジタル同報通信システムの特徴
- 資料- 17 四国地方非常通信協議会の概要
- 資料- 18 電波利用環境の整備

デジサポの概要

デジサポの活動

わたしたちは全国のテレビ放送事業者のノウハウを結集し、関係団体のご協力をいただいて、地上デジタル放送の完全移行に向けて、その意義や導入方法などを丁寧に説明し、相談に応じていきます。

■ 地デジの周知・広報活動

- 自治体広報誌や町内会向け広報など地デジに関するきめ細かな周知・広報活動を行います。
- 地域のイベントや地デジ関連の催しものなどを通じて、周知・広報活動を展開します。
- BSアナログ放送の終了も周知・広報します。

地デジ広報と普及促進

■ 地デジの調査・分析活動

- 地デジの市場動向や浸透度など普及の実態を把握するための調査・分析を行います。
- 地上アナログ放送の終了に伴う影響を把握し、今後の地デジの普及促進に役立ちます。

■ デジサポによる丁寧な訪問対応

- 混信や電波が弱いなど、コールセンターで原因が特定できない相談は、必要に応じてデジサポが訪問対応します。
- 受信方法の助言等、丁寧な対応を行います。

丁寧な説明・訪問対応

■ 高齢者、障がい者等への支援

- 自治会、町内会、福祉施設等を訪問し、地デジの基礎や地域の情報を含めた説明会を全国できめ細かにを行います。
- 高齢者等の世帯を中心に戸別訪問を行います。
- 「地デジアドバイザー」を育成し、またボランティアの方々のご協力もいただきながら、より多くのおみなさまへの丁寧な説明を目指します。



■ 共聴施設(自主共聴)への個別説明

- 施設管理者への説明会の開催や、各施設へ伺って改修説明を行います。(各自治体および総合通信局と連携・協力して実施します。)

■ 集合住宅管理会社等への働きかけ

- デジタル化未対応物件の早期改修のために管理会社等を訪問・サポートします。

共聴施設の改修支援

■ 受信障害対策共聴(ビル陰共聴)の改修促進

- 共聴の改修や個別アンテナへの移行など、地デジへの対応方法を助言するほか、必要な調査も行います。

■ 集合住宅・受信障害対策共聴のデジタル化改修等を支援します。

- 建物などが原因となって電波が遮られる状況を改善するために設置された受信障害対策共聴施設や老朽化、小規模等の共同住宅に設置された共聴施設のデジタル化改修等(ケーブルテレビへの移行を含む)に係る改修費用の一部を助成します。
- 改修等に当たって当事者間に争いが生じた場合、あせせん・調停を行います。(21年秋以降)

■ デジタル混信を改善するための改修を支援します。

- 立地条件などによりデジタル放送に混信が生じる状況を改善するための支援措置として必要な改修費用の一部を助成します。

※詳細は、デジサポのホームページ(<http://digsupport.jp/>)をご覧ください。

■ 地デジコールセンターにご相談下さい!

0570-07-0101

○個々の住民のみならずからの電話には、地デジコールセンターが一元的に対応します。

受信状況の調査・把握

■ 受信不良地区の把握と情報共有

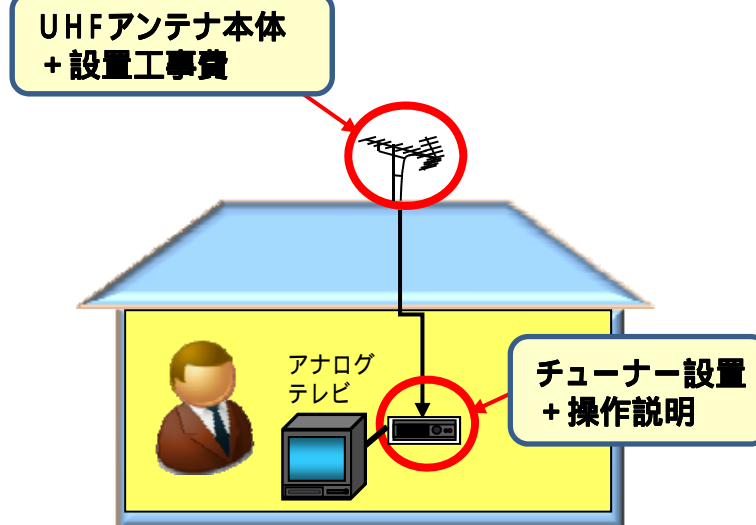
- 測定車による調査で受信不良地区を把握します。
- 把握した受信不良地区情報は放送事業者へ提供し、対策検討を要請します。
- 関係団体へ情報を提供し、受信環境の改善を支援します。



地上デジタル放送受信機器購入等支援の概要

受信機器購入等支援の内容

- ・「NHK受信料全額免除世帯」(最大270万世帯)を対象
生活保護などの公的扶助世帯
住民税非課税の障害者世帯
社会福祉事業施設入所者
- ・「簡易なチューナー」の無償給付
必要な場合にはアンテナの無償改修等(工事費含む)
- ・平成21年度所要額:約170億円(60万世帯分)



支援の実施体制

支援の実施主体は(株)NTT-ME(公募により決定)に決定(平成21年7月15日公表)

同社が「総務省 地デジチューナー支援実施センター」として、申込み受付、相談対応、簡易なチューナーの調達、設置工事などを行う。

簡易なチューナーの調達

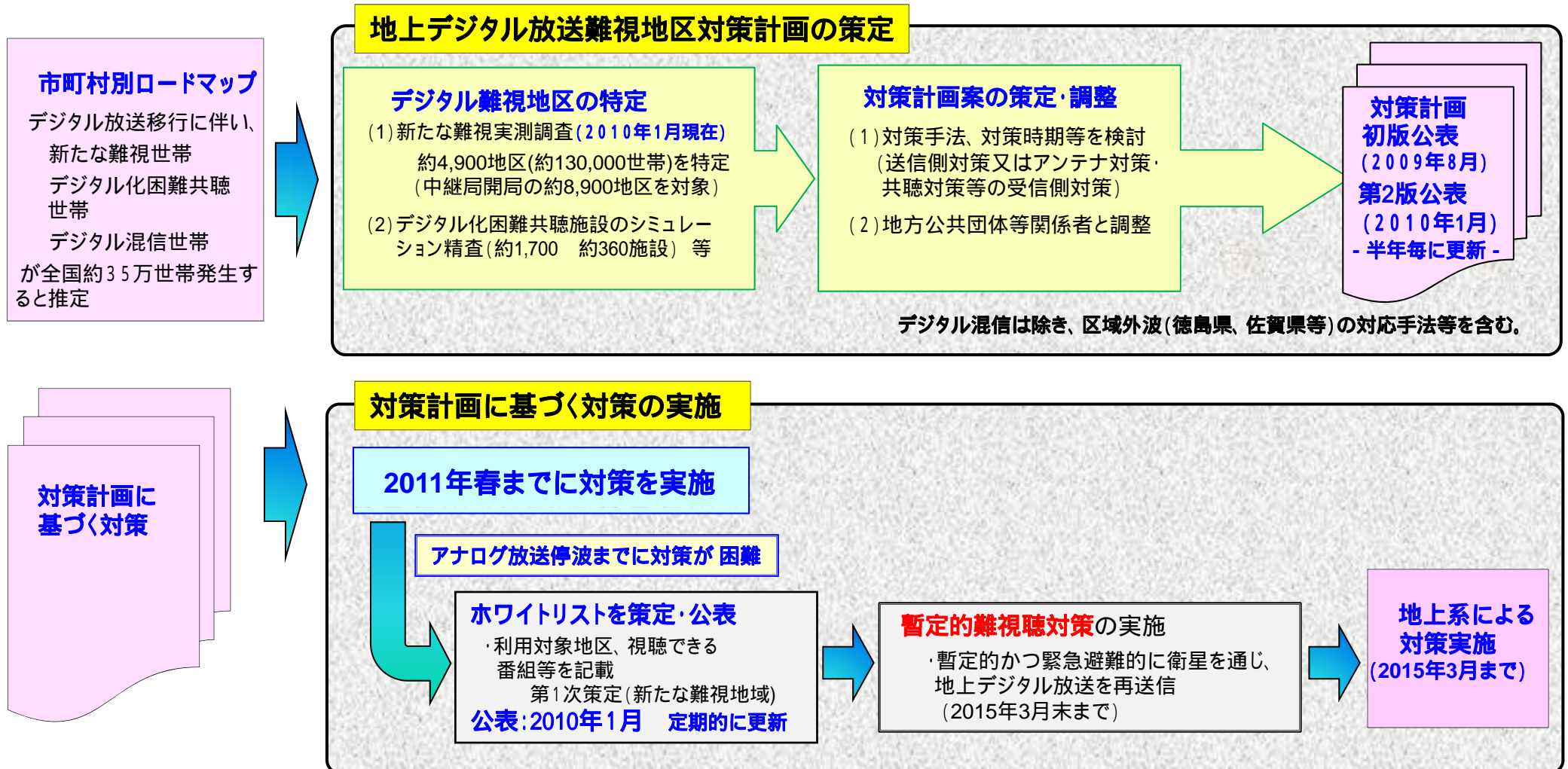
「簡易なチューナー」の仕様ガイドライン(平成19年12月25日(社)デジタル放送推進協会・総務省公表)に基づく仕様により、(株)NTT-MEを通じて一般競争入札を実施(平成21年7月23日~8月12日)し、(株)アイ・オー・データ機器と(株)バッファローの2社に決定(平成21年9月7日公表)。

主なスケジュール

- | | | |
|-------------------|---|-----------------------|
| 申込みの受付開始 | : | 平成21年10月1日~平成22年2月26日 |
| 申込み件数 | : | 50万件(12月末現在) |
| チューナーの直送・設置工事等の開始 | : | 11月19日~(準備が整った地域から順次) |

新たな難視対策計画の策定・実施

電波の特性の違いなどにより、アナログ放送は受信できていたが、デジタル放送は受信できないいわゆる「新たな難視」が発生
地上デジタル放送難視地区対策計画を策定し、2011年春までに対策を行い、デジタル難視聴世帯の数を最小化
アナログ放送停波までに対策が困難な地区については、暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じた「暫定的難視聴対策」を実施。
最終的に2015年3月までに地上系による対策を実施



地域ICT利活用広域連携事業（平成22年度予算案）

複数の地方公共団体が広域連携して、NPO等をはじめとする地域ICT人材の効果的・有効的な育成・活用により、公共分野における効率的なICT利活用に資する取り組みを委託事業として実施し、全国各地域における公共サービスの向上とともに、公共分野におけるICT利活用の促進を図る。

効果：自治体間の広域連携した場合における地域ICT人材育成・活用手法及びICTシステム標準仕様を策定し、連携によるスケールメリット、技術的な面を含めたICTの導入手法を提示することにより、ICTの円滑かつ効率的な導入を促進とともに、国・地方を含めた行政コスト全体の削減を実現

平成22年度予算予定額： 82.0億円

委託対象

地方公共団体（第3セクター、地方公共団体の承認を受けたNPO法人も含む）

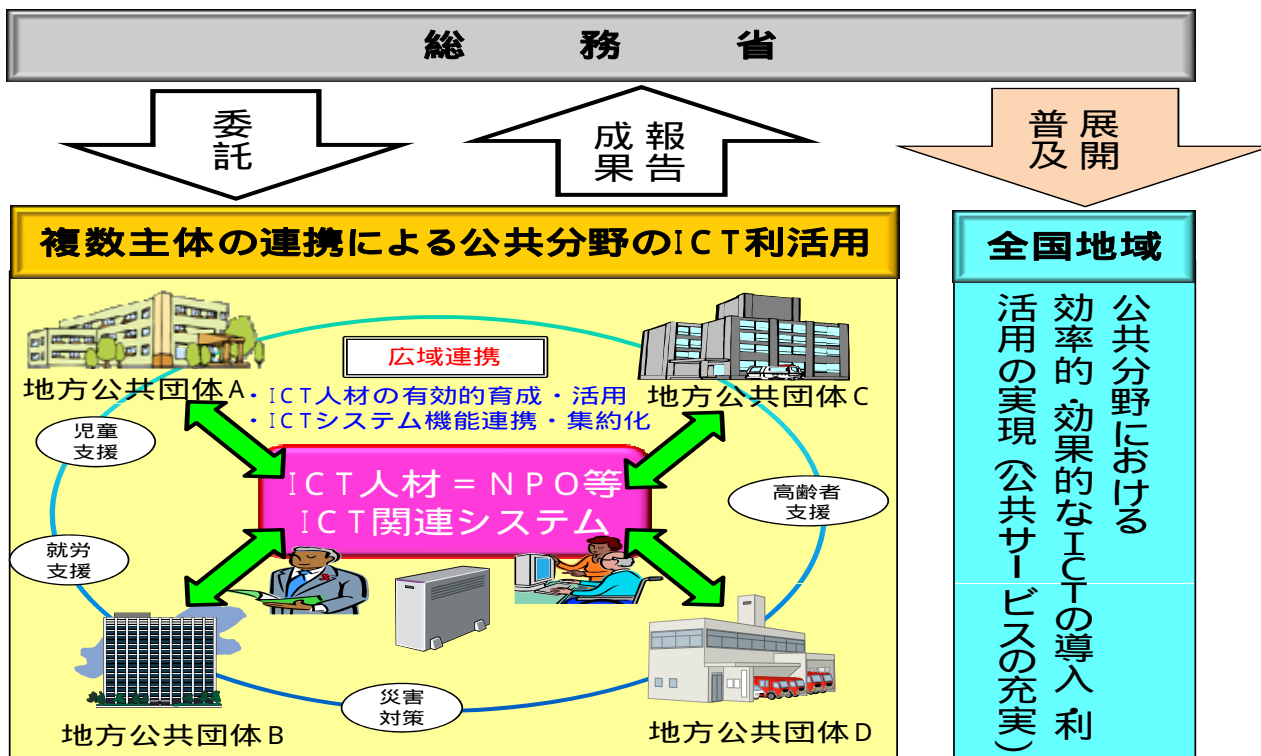
対象分野・要件

公共分野（医療、介護、福祉、防災、防犯など）
複数の自治体による広域連携が前提

委託対象経費

【委託費（2億円/件）】

ICT人材招聘・育成
（人材研修、専門家の招聘等）
ICT関連システム設計・構築
（プログラム設計・開発、ソフトウェア等）
ICT機器・設備
（サーバ、ネットワーク機器、端末等） 等



地域コンテンツ流通促進の取組経過(イメージ)

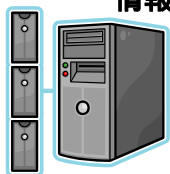
生産

地域文化、風景、イベントなどの映像、音、写真などを制作



蓄積(流通)

観光PR等の素材、教育素材、地域の番組素材、地域からの情報発信素材などを蓄積



CATV、地上放送、インターネット、携帯端末、デジタルサイネージ等での共用とマルチユース



消費

観光分野 観光地 観光情報、宿、イベント、周辺情報の提供など



教育分野 小中学校 凧の作り方、過去の地域映像、地域の四季映像など



産業分野 商店街 商店街情報、観光情報など



行政分野等 行政機関 地域活動、生活の知恵、育児映像、防災訓練、など



ブロードバンドの利活用を図るとともに、地域づくり、人づくりを目指します

これまでの取組

四国コンテンツ映像フェスタ(映像コンテスト)

平成19年度から、人材登用や地域からの情報発信、映像作品のマルチユース化を目指して映像コンテストを開催している。入賞作品はCATVの自主チャンネルなどで発表される。

地域コンテンツサーバの構築

平成19年度の実証実験の成果を継承した地域コンテンツサーバを構築し運用している。
運用主体:(財)e-とくしま推進財団

地域コンテンツの制作、利活用に関する支援

映像制作研修会の開催

地域住民を対象に、地域コンテンツの制作技術の取得や地域の再発見や人的交流促進が期待できるワークショップを開催している。

映像制作と活用を支援するガイドブック等の作成

「地域コンテンツ制作活用ガイドブックver.2」

・地域コンテンツの制作、利活用にあたって最低限のルールを取りまとめたもの

「地域コンテンツ制作支援パッケージ」

・地域コンテンツを制作しようとする団体等へビデオカメラ(最大10台)等の貸し出しや講師紹介等の支援を行う。

「地域コンテンツ活用支援パッケージ」

・制作したコンテンツの活用促進を図る仕組み。管内の放送事業者、CATV、自治体、道の駅などで無償で配信可能な地域メディアや情報端末を紹介するなどの支援を行う。

e-ラーニング

映像制作と編集を手軽に楽しく学べるe-ラーニング教材を作成している。

地域コンテンツの流通促進に向けた情報提供

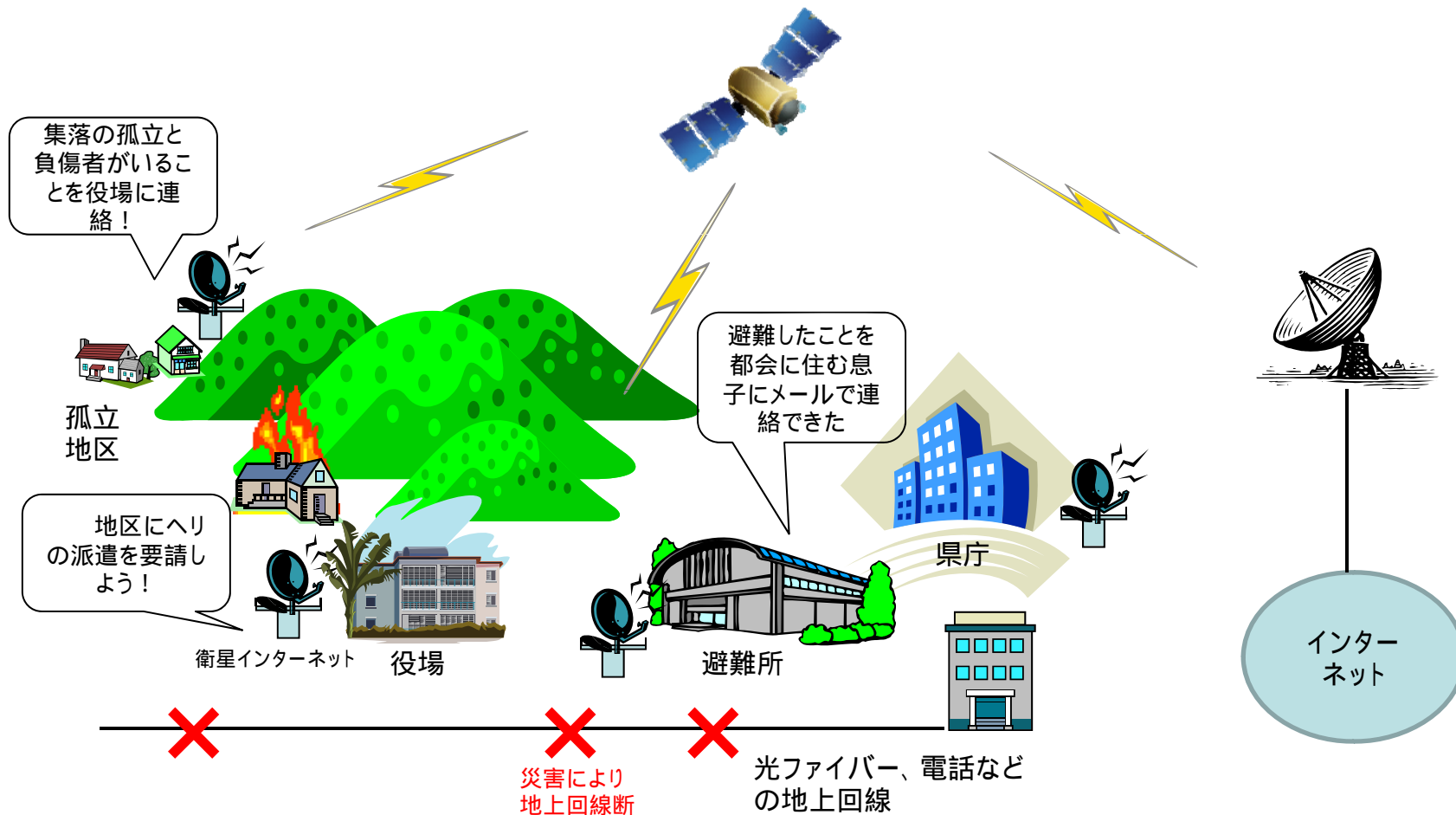
四国コンテンツ連携推進会議の活動内容(動画を中心とした情報)や成果物について、HPを開設し、幅広く情報提供を行っている。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/con-shikoku/index.html>

災害時における衛星インターネットの利活用に関する調査検討

四国では近い将来南海地震の発生が危惧されている。この地震が発生すると広範囲に渡って強い揺れ、津波、等が起き、また、揺れや液状化により電柱や地中線が損傷し通信機能が停止するなど、甚大な被害が想定されている。

災害時の通信手段としては、防災行政無線や地域衛星通信ネットワークが既に整備されているが、衛星インターネットも優れた耐災害性を有することから、孤立した地区からの救援要請など災害時における衛星インターネットの利活用に関する調査検討を行い、電波利用基盤の普及と地域住民の安心・安全の向上を目的とする。



1 調査検討会のメンバー(予定)

学識経験者

国、地方自治体

衛星通信事業者

関係団体

2 検討内容(予定)

衛星インターネットの現状

災害時の通信と通信手段

災害時における衛星インターネットの利活用方法

- ・孤立した地区からの救援要請や被災状況の把握
- ・防災関係機関間の災害情報のや伝達役場と避難所間の情報の伝達
- ・インターネットを利用した避難者検索
- ・避難所や孤立した地区からの電話やインターネットの利用
- ・インターネットを利用した災害情報の提供

衛星インターネットの利活用に関する課題

調査結果を取りまとめ、衛星インターネットの活用に関する手引き書を作成、配布

3 機器展示・検討結果発表講演会(予定)

衛星インターネットの機器、システム活用事例、利用方法などを防災関係者や一般の方々にご理解いただき、その普及を推進し災害時の有効利用を図るため、衛星インターネットサービス事業者を集めての機器展示会と検討結果等を発表する講演会を開催する。

無線システム普及支援事業

(携帯電話等エリア整備事業)

(電波法第103条の2第4項8号に規定する事務)

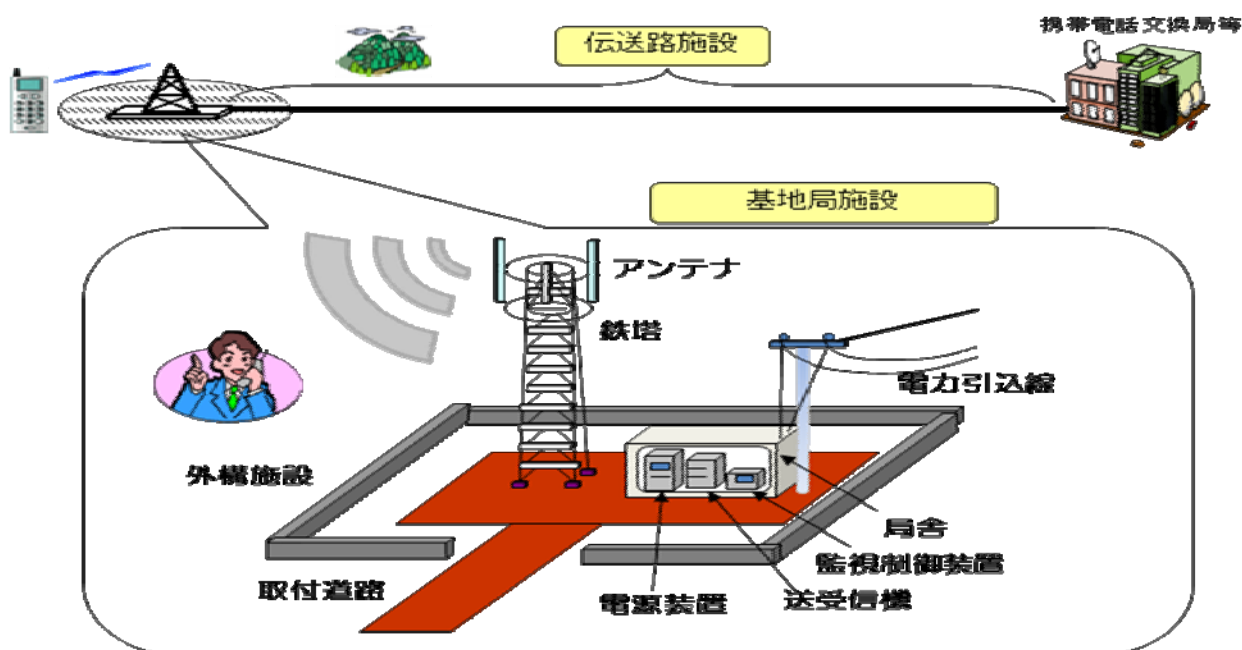
1 概要

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

- ア 事業主体：地方自治体(市町村) 基地局施設
無線通信事業者 伝送路施設
- イ 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯
- ウ 補助対象：基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)
伝送路費用(中継回線事業者の設備の10年間分の使用料)
- エ 補助率：2/3(世帯数が100以上の場合1/2)

2 イメージ図



平成22年度予算予定額
6,582百万円

平成21年度予算額
8,896百万円

電波遮へい対策事業

(電波法第103条の2第4項9号に規定する事務)

1 概要

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、電波中継施設を設置して携帯電話等を利用可能にするなど、電波の適正な利用を確保する。

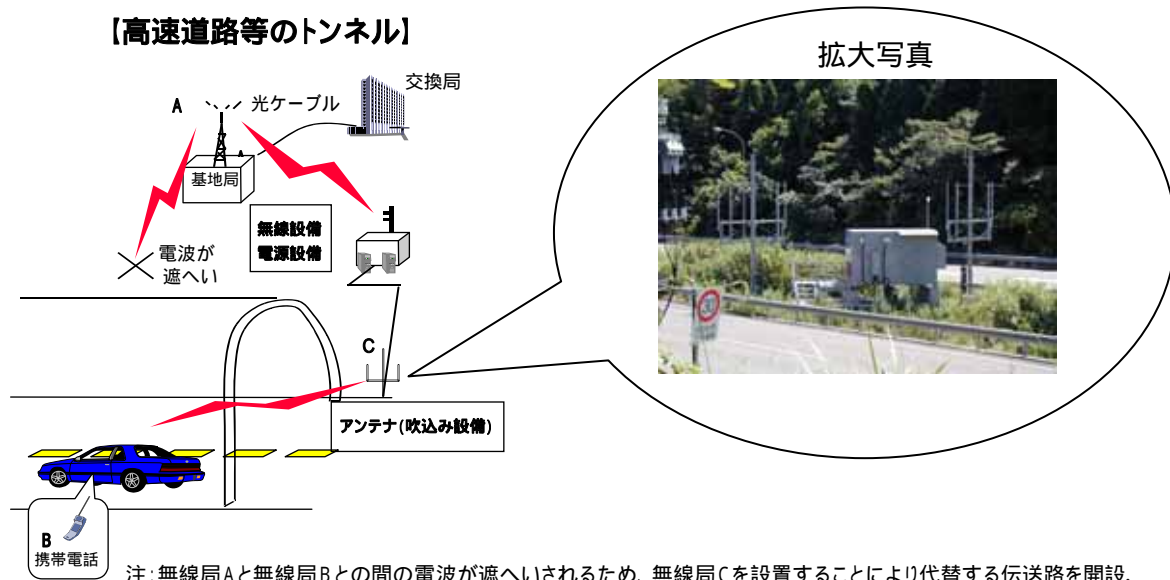
事業スキーム

高速道路トンネル等において、電波中継施設の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。

- ア 事業主体 : 一般社団法人等 (社団法人移動通信基盤整備協会)
- イ 対象地域 : 高速道路トンネル等
- ウ 対象施設 : 電波中継施設 (無線設備、光ケーブル等)
- エ 国の補助率 : 1 / 2 (鉄道トンネルの場合 1 / 3)

2 イメージ図

(例) 吹込み方式の場合



平成22年度予算予定額
2,075百万円

平成21年度予算額
2,958百万円

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

～電子申請をすると、こんなに便利でお得!～

総務省 電波利用 電子申請・届出システムで、電波利用に関する**無線局の免許申請、無線局再免許申請等**の手続きについて電子申請（インターネットによる申請・届出等）が可能です。

詳細は、総務省 電波利用 電子申請・届出システムホームページをご覧ください。

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>



トピックス

電子申請を行う際の手数料は、書面による申請よりも約3割お得です。アマチュア局は、電子証明書やICカードリーダーがなくても発行されるユーザID・パスワードで電子申請ができます。

《電子申請の特徴》

申請書類の窓口への持参・郵送の必要がなく、自宅・オフィス等から原則**24時間・365日**電子申請を行うことが可能です。

(ただし、メンテナンス等により、システムを停止する場合があります。)



オンラインで受け付けた申請情報について、その後の総務省における処理の進行状況を**リアルタイム**で確認することが可能です。



手数料を要する電子申請を行った場合、その納付は、**インターネットバンキングやATM**を利用する電子納付となります。

(ただし、電子納付に対応していない金融機関もありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせいただくか、または、ページのホームページをご参照ください。)

<http://www.pay-easy.jp/index.html>

各手続きは**代理人**による申請が可能です。



申請情報等は、**電子署名**により改ざんやなりすましが防止されます。また、通信中の情報は**暗号化**することにより第三者の盗聴を防止します。

電子申請を行う場合は、次の4点について準備が必要です。

- 電子証明書の取得**
- ICカードリーダライタの準備**
- パソコンのセットアップ**
- ユーザ登録、ID・パスワード確認**



準備の方法は、総務省 電波利用 電子申請・届出システムホームページの「電子申請の準備」をご覧ください。

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/prep/index.html>

《電子申請の特徴》

総務省 電波利用 電子申請・届出システムについて、ご不明な点がございましたら、ヘルプデスクまでご連絡ください。

【ヘルプデスク】

電話番号 0120-850-221

月曜日から金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）8:30～17:00

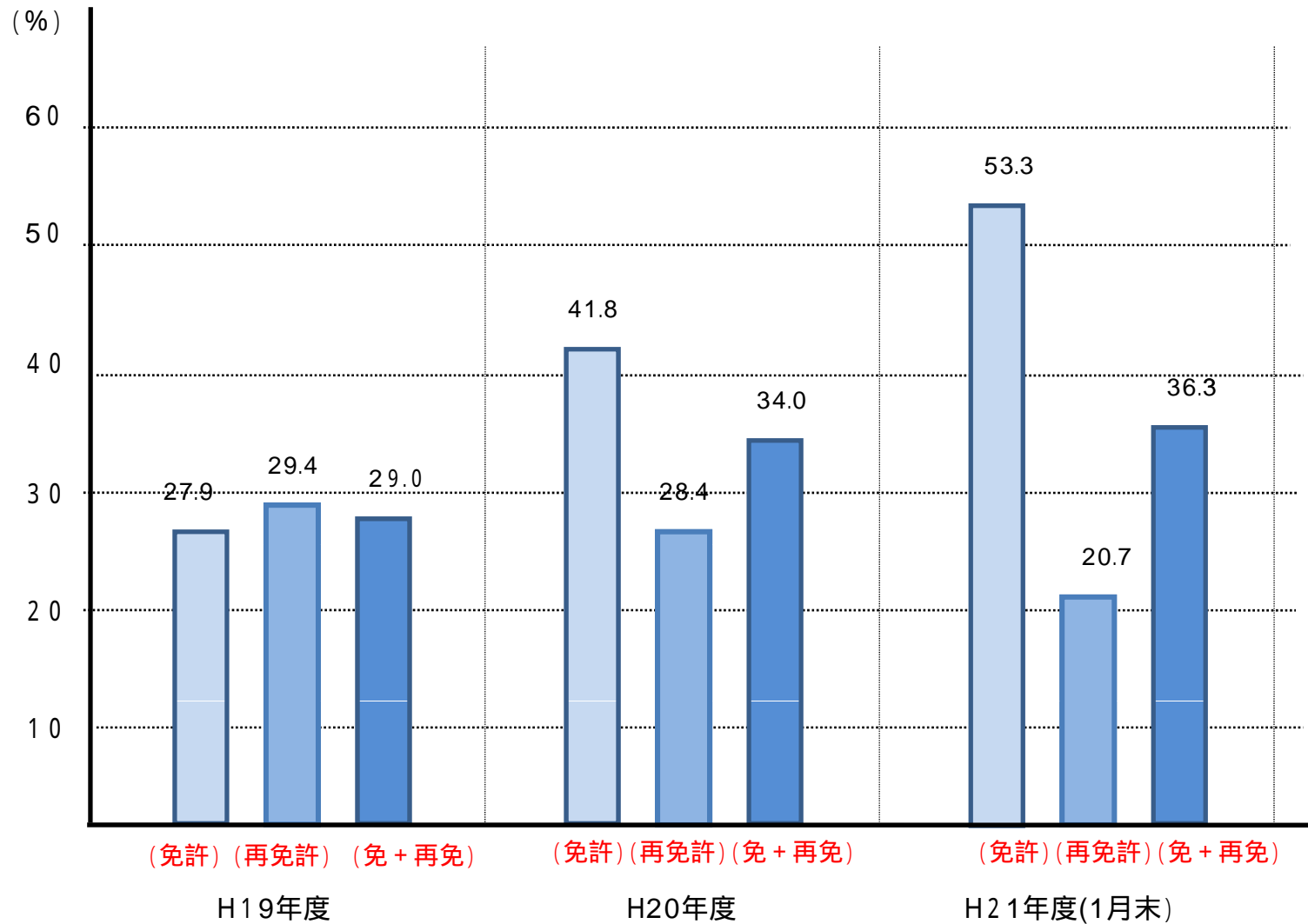
業務内容 総務省 電波利用 電子申請・届出システムのサイト内の記載内容、操作方法及び運営に関する質問

申請・届出手続については四国総合通信局の担当窓口にお問い合わせください。
四国総合通信局ホームページ：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>



電子申請の普及推移(四国)

四国総合通信局

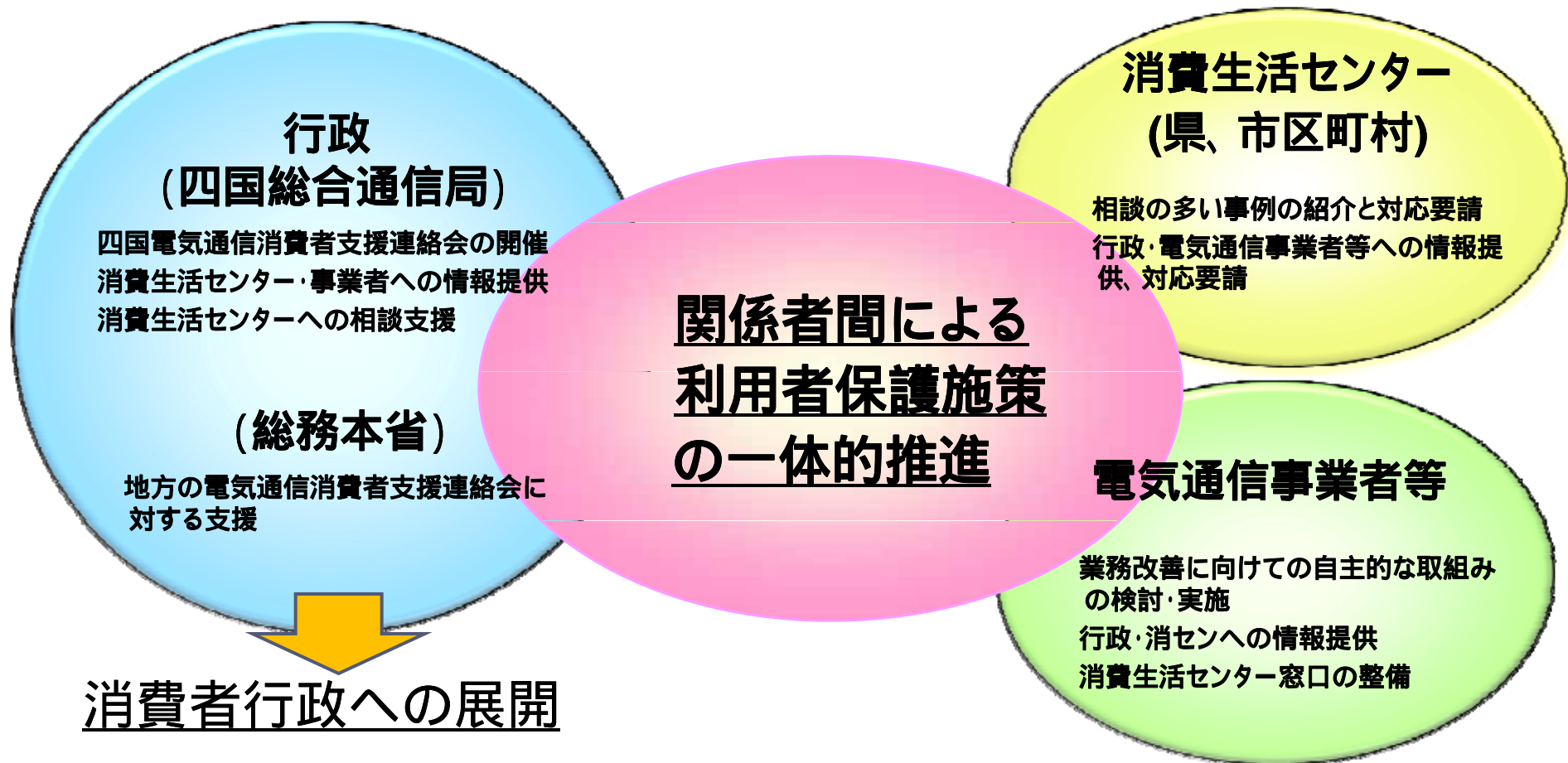


四国電気通信消費者支援連絡会による消費者支援

■ 行政、消費生活センター、電気通信事業者等の連携体制の確立

電気通信サービスが多様化・複雑化する中、利用者が自らのニーズに合致したサービスを的確に選択したり、サービス利用のトラブル等が発生した場合に迅速に対応できる体制の整備が求められています。

このため、平成21年9月に四国電気通信消費者支援連絡会を立ち上げ、消費生活センター、電気通信事業者、行政が定期的(年2回程度)に情報・意見交換を行い、連携して利用者利益の確保に取り組んでいます。



e-ネットキャラバン

子どもを、インターネットのトラブルから守る

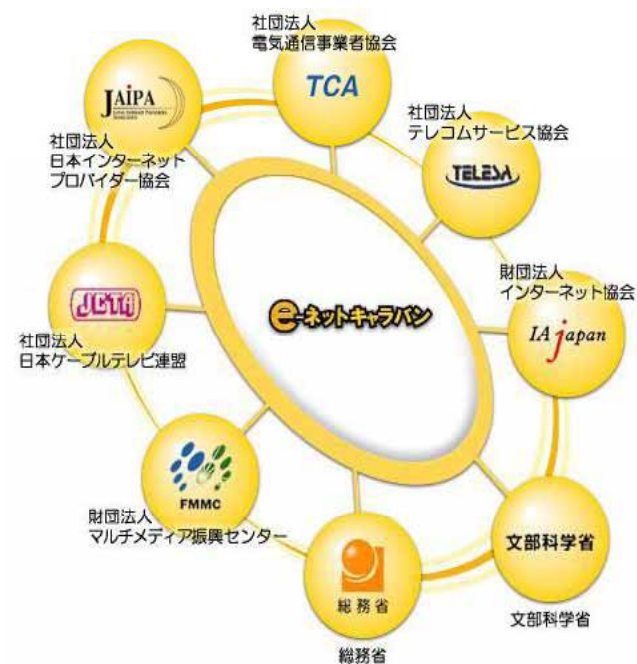
e-ネットキャラバン = e-ネット安心講座 通信業界キャラバン

私たちの日常生活やビジネスに欠かせない大変便利なインターネット、携帯電話。その恩恵は大きい反面、ウィルス、迷惑メール、個人情報漏洩、架空請求詐欺等のトラブルが多発しています。

e-ネットキャラバンは、児童・生徒を保護・教育する立場にある保護者及び教職員を対象にインターネットの安心・安全な利用に関する周知啓発を行い、インターネット利用の適切な推進等を図るものです。

(実施期間) 平成18年4月～平成21年3月

(継続実施) 平成21年4月～



e-ネットキャラバンの実施体制

e-ネットキャラバンの実績

平成18年度から始まったe-ネットキャラバンは、全国では約3,300講座、受講者約35万人の実績を上げています。四国においても153の講座に講師を派遣してきました。

e-ネット安心講座の開設状況

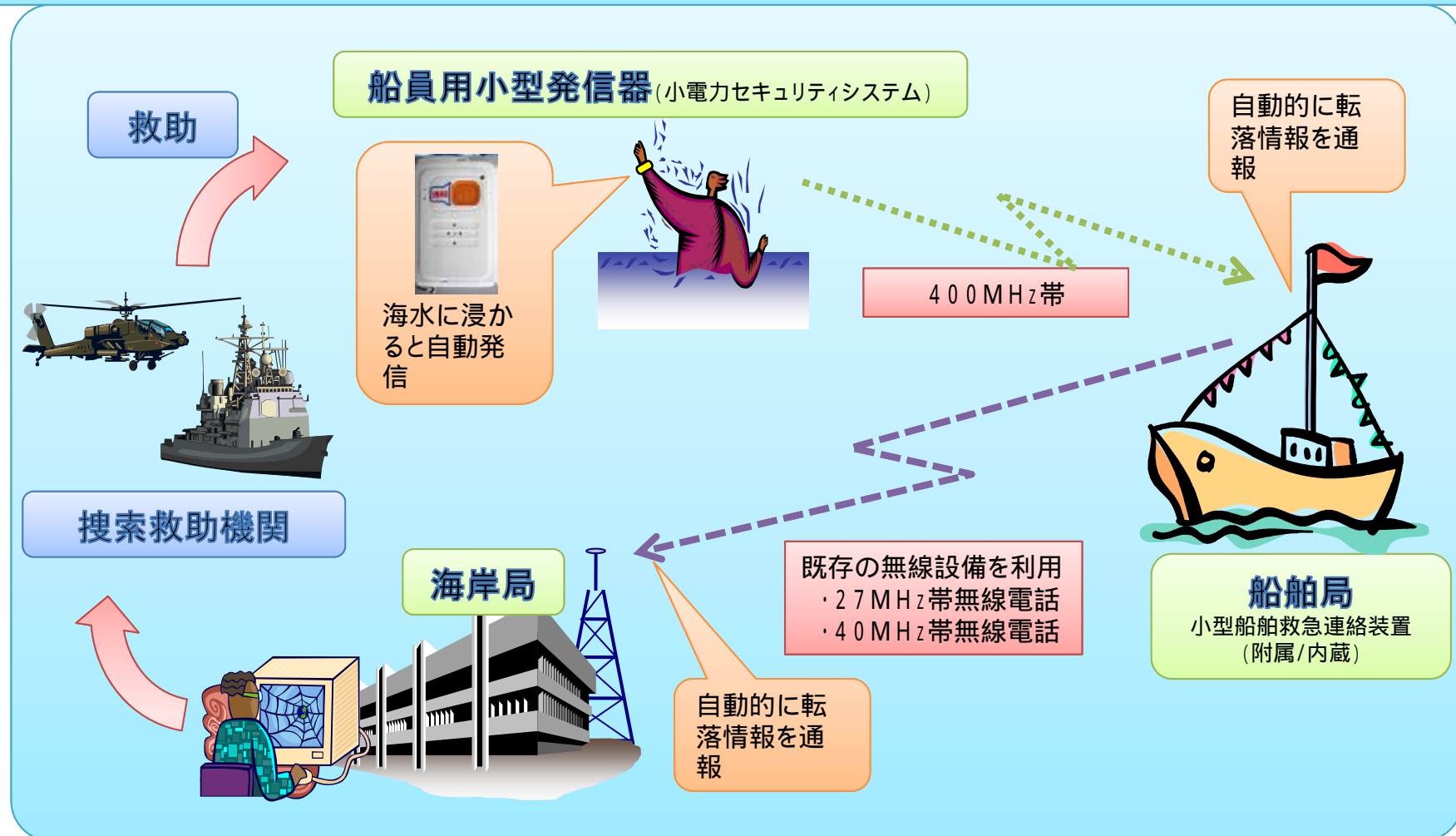
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
徳島県	4	7	5	5	21
香川県	1	19	28	15	63
愛媛県	7	22	11	24	64
高知県	0	2	3	0	5
(四国)合計	12	50	47	44	153
全国	453	1,089	1,208	594	3,344

平成22年2月末現在

小型船舶救急連絡システム

船員が海中転落した際に、船員の身につけた小型発信器から電波を送信し、船舶に設置している無線設備を介して、非常事態の発生を自動的に海岸局へ通報するシステム。

(平成20年12月施行)

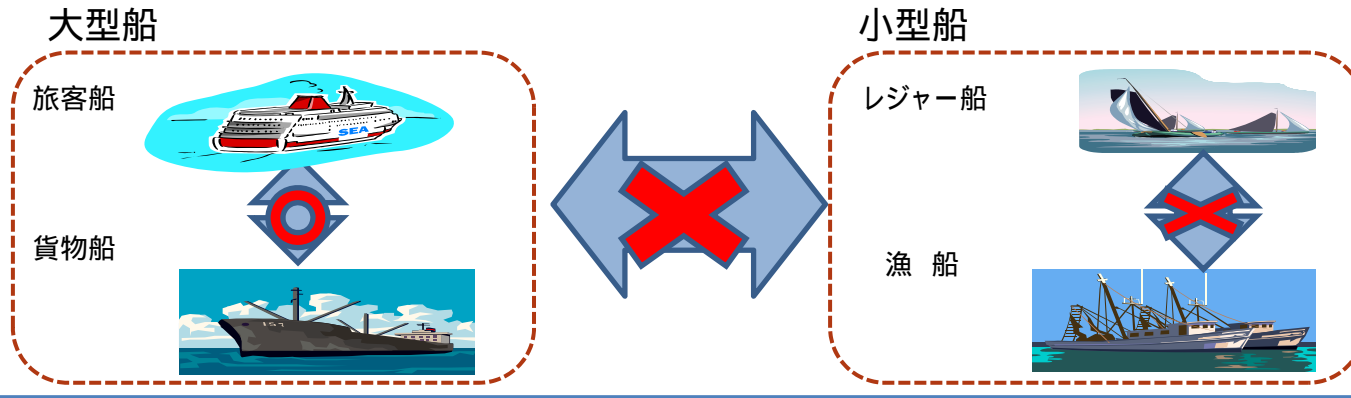


船舶共通通信システム（150MHz帯国際VHF）

船舶の規模・船種にかかわらず、すべての船舶が相互に通信することを可能にする。
(平成21年10月施行)

これまでの課題

船舶の規模・船種を問わない相互の通信ができない



- ・ 大型船は、国際条約や国内法により「国際VHF」の装備が義務付け
- ・ 小型船舶でも「国際VHF」の装備を可能とする
- ・ 装備に当たっての経済負担が軽いことが必要



国際VHF機器を基本

北米で普及している安価な機器を国内でも使用可能に

市町村デジタル同報通信システムの特徴

市町村デジタル同報通信システムの特徴は、単信の音声通信が主体である現行のシステムに加え、**双方向通信**、**複数チャンネル化**、**データ通信**及び**他システムとの親和性**が備わったものである。

双方向通信

役場と避難場所との情報連絡において、電話のように送信と受信を同時に行うことが可能

複数チャンネル化

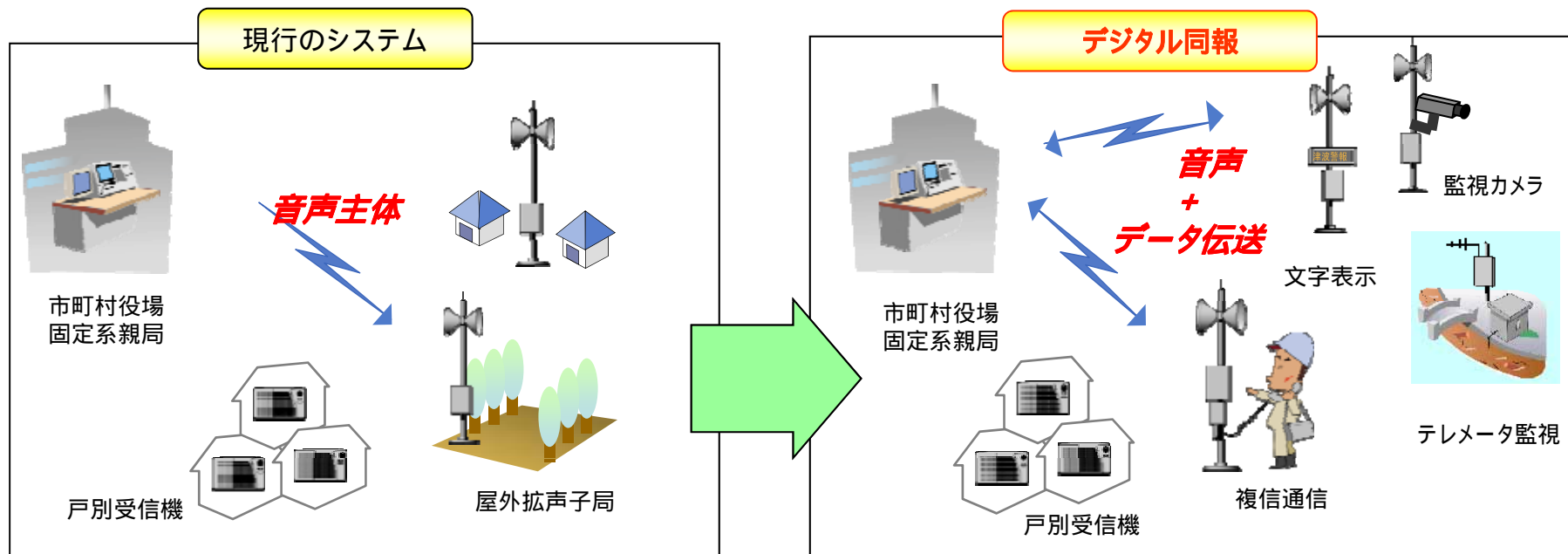
役場から住民への情報伝達中に、職員等の招集連絡または災害現場からの緊急通信が可能

データ通信

画像による情報収集ができるとともに、文字情報による伝達が可能

他システムとの親和性

各種情報データの伝送・蓄積・加工が容易



四国地方非常通信協議会の概要

昭和29年10月25日設立

目的

四国地方における電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信の円滑な運用を図ることを目的とする。

事業

- 1 非常通信の運用計画の策定
- 2 非常通信の訓練
- 3 非常通信に関する調査研究
- 4 非常通信の取扱い要請
- 5 その他目的達成に必要な事項

構成

- 1 無線局の免許又は承認を受けたもの
- 2 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
- 3 防災関係機関又は団体
- 4 その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体

役員等

会	長	四国総合通信局長
委	員	構成団体全員
幹	事	構成団体全員
事	務	局 四国総合通信局 陸上課

構成員数 39 団体 (H22.1現在)

【主な活動内容】

- ・ 全国非常通信訓練..... 年 1 回 (6月)
- ・ 地方非常通信訓練..... 年 1 回 (平成21年11月13日高知県消防学校で実施)
- ・ 実施体制の総点検..... 年 1 回 (6月の前後 1月)
- ・ 感度試験等 年 1 回 (10月)
- ・ セミナー等 年数回
- ・ 表彰 総会時

電波利用環境の整備

周知啓発

電波利用保護旬間(毎年6月1日から10日まで)を中心に、電波利用環境の保護を図ることを目的として、テレビ等マスメディアを利用した周知啓発、また、違法性の認識のない一般国民が違法な無線機器の購入を防止するため販売自粛の要請や不法無線局設置者等に影響のある公共工事発注者等に対して、正常な無線局への影響について説明する等、周知啓発活動に取り組みます。



平成21年度電波利用環境保護活動用ポスター(鈴木杏)

電波の安全性の説明会

携帯電話や無線LAN等、電波が身近に利用されることに伴い、電波の人体や健康へ及ぼす影響等について漠然とした不安を抱く人もでていることから、電波利用の安全基準や最近の研究動向等を説明します。

四国管内において、毎年2回程度、開催しています。

平成21年度は、高松市と徳島市において、開催しました。



不法・違法無線局の排除/重要無線通信妨害対応

誰もが安心・安全に電波の利便性を享受できるクリーンな電波利用環境の維持・形成のため、国民の生命・財産に関わるような重要無線通信妨害をはじめ混信妨害申告への迅速対応や、電波秩序を乱す不法・違法無線局の排除に取り組みます。

